⑼　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴と同じ。
⑾　一般競争参加資格を有していない者の参加　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記４⑷により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑿　手続きにおける交渉の有無　無。
⒀　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshimasa Miura, Trustee (Incharge of Research, Finance, Industry-University-Governmental Cooperation, International Relations) Vice President, Shinshu University, National University Corporation
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Building for Fiber innovation incubator, Ueda, Shinshu University
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 10, May 2010
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 14, June 2010 (tenders brought along : 3 : 00 P.M. 14, June 2010 or tenders submitted by mail : 3 : 00 P.M. 14, June 2010)
⑹　Contact point for tender documentation : Division of Environment Planning, Shinshu University, 3―1―1 Asahi Matsumoto-shi, Japan 〒390―8621 TEL 0263―37―2149

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年4月15日
中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　岩田　久志

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

○中日本高速道路株式会社公告第１号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工 事 名　第二東名高速道路　新城インターチェンジ工事（電子入札対象）
⑶　工事場所　自）愛知県新城市大宮
至）愛知県新城市大宮
自）愛知県新城市須長
至）愛知県新城市八束穂
⑷　工事内容
本工事は、橋梁下部工工事（３ヶ所－395m）を含む延長1,566m（土工量639千㎥を含む）の土木工事である。
⑸　工事概算数量
延長　1,566m
土工量　639,000㎥
橋梁等　下部工のみ　３橋　395m
橋台　12基
橋脚　14基
基礎工　場所打ち杭（φ1.2～2.0m）
Ｌ＝2,197m
溝渠工　Ｃ－ＢＯＸ　５基
⑹　工期　契約締結の翌日から960日間
⑺　使用する資機材
コンクリート　約20,000㎥
鉄筋　約3,000ｔ
⑻　本工事は、入札時に、入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。及び契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
技術提案については、施工方法及び仮設備計画の変更を伴う提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。ただし、コンクリート構造物に関しては、硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での提案は可能とする。
⑼　本工事は、入札後に落札予定者と弊社とが、より合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議（以下「技術提案協議」という。）を実施し、技術提案協議に基づく価格で契約することが出来る技術提案協議方式の適用工事である。
ただし、入札額が低入札価格調査制度の重点調査価格を下回った場合は、技術提案協議は実施しない。
⑽　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑾　本工事は資料の提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたいものは、電子入札運用基準に基づき契約責任者の承諾を得て紙入札方式によることができる。

2　競争参加資格
当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「規程」という。）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　【単体の場合】
土木工事において、開札時に平成21・22年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）であること。）。
②　【特定建設工事共同企業体を構成する場合】
土木工事において、開札時に平成21・22年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者の２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　平成12年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
①　単体又は特定建設共同企業体を構成する場合の代表者
ア）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が50万㎥以上ある道路土工工事
イ）躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ又はケーソン、深礎の天端から橋脚天端までの高さ）15m以上のコンクリート橋脚の工事
②　特定建設共同企業体を構成する場合の代表者以外
ア）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が25万㎥以上ある道路土工工事
イ）躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ又はケーソン、深礎の天端から橋脚天端までの高さ）５m以上のコンクリート橋脚の工事